

福岡県太宰府市「歴史と文化の環境税」の更新

平成24年1月4日に福岡県太宰府市から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 歴史と文化の環境税の更新の理由

太宰府市においては、市の特徴である数多くの文化遺産を中心とした「歴史とみどり豊かな文化のまち」にふさわしいまちづくりの計画的な推進のため、平成15年に法定外普通税として「歴史と文化の環境税」を創設し、歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図ってきたところである。

今回、平成24年5月22日をもって課税期間が満了するが、維持管理や観光客に対する様々な事業には今後も財源が必要になることから、引き続き、歴史と文化の環境税を実施するものである。

2. 歴史と文化の環境税の概要

| | |
|---------|--|
| 課税団体 | 福岡県太宰府市 |
| 税目名 | 歴史と文化の環境税（法定外普通税） |
| 課税客体 | *有料駐車場に駐車する行為 |
| 課税標準 | 有料駐車場に駐車する台数 |
| 納税義務者 | 有料駐車場に駐車する者 |
| 税率 | 二輪車（自転車を除く） 50円 乗車定員10人以下の自動車 100円 乗車定員10人超29人以下の自動車 300円 乗車定員29人超の自動車 500円 |
| 徴収方法 | 特別徴収 （特別徴収義務者…有料駐車場の事業者） |
| 収入見込額 | （平年度）62,000千円 |
| 課税免除等 | 地方税法に規定する障害者と介護者及び障害者に準ずる者 |
| 徴税費用見込額 | （平年度）2,435千円（駐車券作成費用） |
| 課税を行う期間 | 3年間 （平成24年5月23日～平成27年5月22日） |

*有料駐車場

…市内に存する有料駐車場のうち、月極駐車場、事業所・店舗等に付随する駐車場、臨時的駐車場を除いたもの。

担当：自治税務局企画課

黒川（23514） 対馬（23516）

直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659